

「介護報酬に関する意見書(事業者団体ヒアリング)」

○ 名 称 東京都老人保健施設連絡協議会

○ 代表者氏名 会長 中村 尚道

○ 団体概要

目的 東京都内の介護老人保健施設(以下「老健施設」という。)が相互に連携を保ち、地区医師会と協力して適正な運営を図って、社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

組織構成 東京都内における老健施設の代表者又は施設の管理者及び老健施設がある地域の地区医師会を代表する者を持って構成する。

事業 1. 老健施設に関する調査及び研究に関する事項

2. 老健施設の管理運営の適正化と、その質的向上を図るための研究に関する事項

3. 老健施設の地域社会における活動と普及に関する事項

4. 全国老人保健施設協会(以下「全老健」という。)、関連団体等との連携と調整に関する事項

5. その他この会の目的を達成するために必要な事項

○ 意見

老健施設の基本理念、機能と役割をより効率的に提供するために、また利用者、介護者の混乱を防ぐために以下のような意見を提案します。

1. 老健施設の提供する通常入所と短期入所とのサービスを同一単位にするとともに、在宅復帰促進のインセンティブについて。

① 老健施設の特長であり、また、介護保険法の基本理念でもある住み慣れた町で安心して老後を送るための重要なシステムの「老健施設の在宅支援機能」を遺憾なく発揮し、サービスを円滑に提供するためには、現行の通常入所サービスと短期入所サービス間の不整合性を改める必要があると考えます。

老健施設は、利用者の在宅支援、在宅復帰を目標に運営されております。

従って、老健施設利用は短期入所であっても、あるいは、一定期間の通常入所であっても、利用者にとって入所の意味は全く同じ(在宅復帰)であり、サービスの内容も同じであります。

しかし、現行では、介護報酬額に差があるのみならず、短期入所の食事代とオムツ代が利用者負担であるのに対し、通常入所の場合は介護報酬の中に含まれるという、分かりにくい制度になっています。

サービス内容が同じであれば、介護報酬も同じであるのが極めて自然であり、理解しやすいと考えます。

また、利用者が摂取したり、使用するものについては、その実費を受益者負担とする短期入所の制度の方が、通常入所の利用者に対しても分かりやすく、妥当ではないかと思われます。

そこで

(1) 通常入所サービスと短期入所サービスの介護報酬額は同額とする。

(2) 食事・オムツ代については、通常の入所利用の場合も受益者負担とする。

(現行では、通常入所の場合、オムツ使用者とそうでない利用者の自己負担額が同じであり、利用者が納得しにくい制度であることも付記します。)

ことを強く提案するものであります。

② 介護保険制度開始以降、老健施設の平均入所期間が長くなり、家庭復帰率も介護保険前に比べて低下する傾向にあると言われています。老健施設からの在宅復帰を促進するためには、在宅復帰に対する介護報酬上の加算を実現していただきたいことを提案します。

その際、加算分に関しては利用者の1割負担が発生しない、別枠の介護報酬を考慮していただきたい。

このことは、費用発生にともない、利用者側に在宅への意欲が低下するのを防止する意味からも必要と考えます。

在宅介護が一般化されるためにも、老健施設から在宅へのインセンティブは重要と考えます。

2. よりよいサービスを提供するために、大都市部における人件費を考慮した地域加算の見直しについて

貴省は、今後の高齢者の施設サービス向上に向けユニットケアを推進しておられるが、都内の老健施設は、敷地面積の関係から高層化した建造物となっており、その結果一つの介護ユニットの入所者数は少なく、反面職員数は多いといった運営上非効率的な職員配置となっています。よって、全老健の調査においても一施設における職員数も、他の地域に比較して多く、貴省の人員基準より、現時点ですでに相当の過配となっています。

それにも関わらずより人員を必要とするユニットケアに取り組むには更に多くの職員が必要となり事実上運営することはできないことは明白です。

このような事態にならないためにも、東京都のサービスについては、人件費を考慮した地域加算の見直しとして、生活保護法における地域加算または、国家公務員の給与体系による地域加算を参考に再考をお願いしたい。

【ヒアリング申請書様式】

「介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）」

○ 団体の名称

名古屋市在宅介護サービス事業者連絡研究会

○ 団体の代表者の氏名

事務局長 岩口孝一

○ 団体の概要

本研究会は、介護保険制度に関する最新の情報を共有し、指定事業者としての習熟および能力向上に資するとともに、利用者の立場に立った質の高い介護サービスを提供するための方策を研究・実施することによって、要援護高齢者が在宅で自立した日常生活を送れるよう福祉の向上を目的として、平成11年4月に名古屋市当局の全面的な協力を得て設立し現在に至っています。

以来3年間、「情報」「研究」「交流」をキーワードに、名古屋市内の指定事業者の約7割（平成14年2月27日現在会員数262）の参画を得て、定期的な例会開催、各種の研修やおよび意見交換会の実施はもとより、事業者間の連携を図るためのさまざまな方策を検討、実施しております。

具体的には、居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者との連絡調整を効果的に行うための帳票である「サービス調整票、サービス受入依頼票、情報連絡票」や主治医と介護支援専門員との連携を円滑に進めるための「主治医連絡票」の作成、さらには訪問介護サービス区分のばらつきの明確化に資する「訪問介護サービス区分検討事例集」および124のサービス提供困難ケースについてケアマネジメントの課題や視点を示し、保健・医療・福祉の各分野からの対応法や解決手法を明示した「ケアマネジメントガイド」など日々の研究会活動の成果をひろく共有すべく普及・啓蒙に務めてまいりました。

今後とも、名古屋市の委託事業であり本年実施中の「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」や施設と在宅のサービスのリレーションを図るための部会の設置など、サービスの質の向上につながるさまざまな活動を行ってまいります。

○ 意見内容

主旨：ショートステイ報酬単価の水準是正

意見の前提：本会は、名古屋市域において居宅介護支援、居宅サービスおよび施設サービスの事業を行うさまざまな法人や団体が参画しているという性格上、いわば都市型事業者団体の立場で意見を申し述べさせていただきます。

一昨年の介護保険施行以来、介護支援専門員がその業務量に比し介護報酬があまりにも

低くしかも時間に追われる状況のなかでは本来業務が困難といった主張や、訪問介護サービスの区分の不明瞭さや全体報酬の低さなど種々の意見があるものの、本会としては、特に「短期入所サービス」についてヒアリングのテーマとして取り上げさせていただきます。

本文：煩雑で多忙を極める介護支援専門の業務にあってもっともサービス調整に労力を要するサービスのひとつが短期入所サービス（ショートステイ）であると語られています。

その主因は、ショートステイが本来の「在宅生活支援」ではなく、「施設入所の待機」を目的とした利用に片寄り、そのための調整に介護支援専門員が奔走させられ、しかも2・3ヶ月前から予約をしなくてはならないという実情によると思われます。

残念ながら一部利用者のために緊急時などで本当に利用したい、しなくてはならないという利用者や介護者の利用が阻害されている状況です。

それではなぜ短期入所サービスが、本来のレスパイトケアという目的どおりに利用されないのかという問題ですが、その最たる原因是短期入所サービスの介護報酬単価が相対的に低い水準にあることだと考えます。

また、昨今全国どこの自治体でも例外なく財政支出が厳しく抑えられる状況下では、短期入所施設を併設する特別養護老人ホームや老人保健施設の新規設置はますます困難さを増すばかりでとても需要に追いついていかないという問題もあります。まして、地価の高い名古屋市域においてはなおさらです。

今後特別養護老人ホーム等の整備拡充が進み施設サービスの需要を満しミドルステイというサービスでも新設されない限り本来的な利用が期待できないなかで、利用者と事業者の双方が短期入所サービスという本来の趣旨を相互に認識し、必要な人が必要なときにサービスを受けられるようにしていくためには、常に一定の空床がある状態、緊急時に備えた余力があることが望ましく、その意味でもある程度の空きベッドがあっても運営上充分耐えうるだけの介護報酬が必要だと考えます。視点を変えた言い方をすれば、株式会社等の民間企業やN P Oが単独で設置・運営しても相応の収益を得られるくらいの介護報酬水準であれば、より一層の適正利用を推進することになるでしょう。

さらに在宅系サービス事業者にとっては、毎月多くの日数がショートステイに利用されることで、マンパワーのローテーションの問題が発生するなど運営上の不安定要因ともなっており、なおさら適正利用が望まれるところです。

これまで、短期入所サービスをめぐっては、拡大措置や振替、そして本年1月からの訪問通所系サービスとの支給限度額一本化など、めまぐるしい制度の変更が行なわれていますが、その目的は在宅支援が必要な利用者や家族のニーズに応えていくためのものであったはずです。利用者と事業者の双方が各種サービスに対する正しい認識をもち、それぞれのサービスを担う事業者が有機的な連携を図れるような仕組みを作っていくことができれば、需給のミスマッチが解消されるとともに、利用者や家族の共同決定者である介護支援専門員の負担が軽減され、ケアマネジメントのより一層の質の向上につながるものと考えます。

以上のことからも、短期入所サービスの介護報酬単価の水準是正を提案いたします。

介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）

○団体の名称 21世紀老人福祉の向上をめざす施設連絡会（準備会）

○団体の代表者 相羽 孝昭

○団体の概要

会員相互の自由で活発な実践交流、意見交換を基礎に公的福祉の確立、老人福祉の向上を目指して活動する事を目的とし、総会・幹事会・職員研究交流集会の開催、情報交流誌の発行、関係諸団体との連携を拡げる等の諸活動を行う。02年度2月末現在、施設会員55、賛助会員17、その他賛同・検討中施設14。

○意見内容

1. 良質なサービス提供、安定的な事業実施、職員の処遇改善のために、介護報酬は全体として大幅に改善することが必要

①施設サービスにおいては、職員配置基準を3対1から当面、2対1基準へ改定すること

- ・利用者の重度化とニーズの多様化に応えるためには、職員の増は不可欠である
- ・グループホームでは、昼間で3対1、夜は9対1となっている。少なくとも、この水準の職員配置に近づけることは制度の整合性からみても当然である。
- ・尚、この配置基準は介護職とし、利用者の障害の重度化や医療の高度化に対応するため、看護職は別途増員すること

②居宅サービスにおいては、とりわけ訪問介護及び居宅介護支援費に対する給付を大幅に改善することが必要

- ・訪問介護事業においては、家事、介護、複合型の区分を撤廃すること
- 又、訪問介護事業が介護のみならず総合的な生活援助を行っている現実と視点から、「べからず」要項を廃止することが必要
- ・ケアプラン策定と給付管理には高い専門性が要求される。又、本来行うべきサービス担当者会議や訪問活動を考えると、1人あたりの担当数を、現行50人程度から大幅に減らした上で、運営できるだけの居宅介護支援費が必要

③グループホームについては、当直体制では実態に合わないため、夜勤として運営できるだけの職員増、給付費増が必要

④繰越金が取り沙汰されるが、以下の点についての考慮が必要

- ・介護保険への移行に伴い、経営の不透明感も手伝って職員の給与等保障に著しい犠牲をしいいている。少なくとも、地域の公務員給に連動するだけの職員処遇が必要
- ・又、定期昇給財源等将来の人事費引当、年々古くなる施設、設備等の改修、修理、将来の全面建替えを考えると、今の繰越金が妥当とは考えられない。その点も踏まえた、給付額が必要